

(製材業者登録の抹消)

登 録 年 月 日 登 録 番 号	住所及び氏名 (法人にあっては所在地、 名称及び代表者の氏名)	抹 消 の 理 由
平成14年8月15日 B10048	球磨郡免田町 2812 合資会社葵木材 無限責任社員 佐藤 庚輔	廃業のため

熊本県告示第950号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号。以下「法」という。）第112条の2第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号。以下「省令」という。）第26条の2の規定による届出を審査したところ、次の加入区について法第112条第1項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成10年12月9日熊本県告示第784号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第113条の2第1項第1号の規定により平成14年12月8日限り消滅したので、同条第2項及び省令第26条の3の規定により公示する。

平成14年12月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

不知火町加入区

公 告**熊本県公告第893号**

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づき、この旨公告する。

平成14年12月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事 業 名	地 区 名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	南小川	平成7年3月29日	平成14年3月6日	熊本県

熊本県公告第894号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づき、この旨公告する。

平成14年12月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事 業 名	地 区 名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用道路	富合	昭和58年4月1日	平成14年7月30日	熊本県

熊本県公告第895号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条の規定に基づく平成14年度砂利採取業務主任者試験の合格者は、次のとおりである。

平成14年12月9日

熊本県知事 潮 谷 義 子

受験番号	氏 名	受験番号	氏 名	受験番号	氏 名
1	穴 見 竜 三	6	山 下 千 秋	10	金 橋 俊 明
2	西 俊 彦	7	前 田 国 光	11	竹 原 啓 介
3	地 下 ふみ子	8	渡 辺 寿 裕	12	木 下 健
4	松 岡 修 一	9	金 橋 保 明		

熊本県公告第896号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づき、この旨公告する。